

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

規 第 5 号

改正 平成24年 6月15日規第 25号
改正 平成25年 2月28日規第 26号
改正 平成29年 8月21日規第 46号
改正 令和 5年 6月22日規第 83号
改正 令和 7年 6月23日規第 92号

(目的)

第1条 公益財団法人B&G財団（以下「財団」という。）の定款第13条及び第28条に基づく役員及び評議員の報酬等については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に基づく理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には、報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は、別表1により支給するものとし、各常勤理事の報酬額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 3 非常勤理事の報酬は、別表2により支給する。
- 4 常勤理事には、特別手当を支給しない。
- 5 監事の報酬は、別表3により支給する。
- 6 評議員の報酬は、別表4により支給する。
- 7 役員の退職にあたっては、第4条の規定に基づき、退職慰労金を支給することができる。

(退職慰労金の支給)

第4条 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤理事に対する退職慰労金の額は、退任時の月額報酬の60%に、在任月数および支給係数を乗じた額とする。

ただし、第8項後段により引き続き在職したものとみなされた者の退職慰労金の額は、退任日におけるそれぞれの役職ごとの月額報酬の60%に、それぞれの役職ごとの在任月数（以下「役職別期間」という。）及び支給係数を乗じて得た額の合計額とする。

3 在職期間（常勤理事としての通算期間をいう。以下同じ。）及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月とする。

4 非常勤理事に対する退職慰労金の額は、評議員会が業績等に応じて決定するものとする。

5 役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在任月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在任月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在任月数から同様に1月を減ずるものとする。

6 支給係数は、次のとおりとする。

(1) 在職4年未満の者 100分の15以内

(2) 在職4年以上6年未満の者 100分の20以内

(3) 在職6年以上の者 100分の25以内

支給係数は、評議員会が業績等に応じて決定するものとする。

7 役員が職務上の義務違反により解任となった場合にはこの規程は適用しないものとする。

8 役員が任期満了の日又は、その翌日において再び同一の役職に任命された時は、その者の退職慰労金の支給については、引続き在職した者とみなす。また、常勤理事が任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命された時も同様とする。

9 この規程に定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(報酬等の支給日及び方法)

第5条 常勤理事の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月定まった日に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を本人に支給する。

(新たに常勤理事となった者の月額報酬)

第6条 月の途中に常勤理事に就任した場合、及び報酬額に変更があった場合は、月額報酬の額を当該月の土曜日、日曜日以外の日数で除して得た額に、その者が常勤理事となった日からその月の末日に至るまでの土曜日、日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

(常勤理事でなくなった者の月額報酬)

第7条 月の初日以外の日において、常勤理事が退職し、解任され、又は死亡した常勤理事に対して支給するその月の報酬の額は、月額報酬の額を当該月の土曜日、日曜日以外の日数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、解任され、又は死亡した日に至るまでの土曜日、日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、その者が死亡したときは、その月の月額報酬は、全額を支給する。

(常勤理事の月額報酬の支給定日の特例)

第8条 前2条の規定による月額報酬の支給日は、第5条第1項の規定にかかわらず、同項の支給定日によらないことができる。

(費用)

第9条 財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費を支給する。

(公表)

第10条 財団は、この規程をもって、役員及び評議員の報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

別表1 常勤理事の報酬

月額 170万円までの範囲内

別表2 非常勤理事の報酬

理事会、評議員会出席の都度 一回当たり 30,000円

別表3 監事の報酬

理事会、評議員会及び監事監査出席の都度 一回当たり 30,000円

別表4 評議員の報酬

評議員会出席の都度 一回当たり 30,000円

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 施行日の前日に在職していた役員が、施行日以降も就任している場合は、引き続き在職しているものとみなして在職期間を通算するものとし、その者の退職慰労金は、次に掲げる額の合計額とする。
 - （1）施行日前日までの間の退職慰労金の額は、なお従前の例により算出した額
 - （2）施行日以降の間の退職慰労金の額

附 則

この規程は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年6月23日から施行する。